

## 平成 29 年度第 1 回富良野市中小企業振興促進審議会

日 時 平成 29 年 12 月 11 日 (月)

午後 3 時 00 分～

場 所 富良野市役所大会議室

1. 開 会
2. 辞令交付
3. 市長挨拶
4. 議 事 議案第 1 号 会長の選出について
5. 会長挨拶
6. 報告事項
  - (1) 今任期における審議委員選出について
  - (2) 平成 29 年度 審議会及び中小企業関連の会議開催について
  - (3) 中小企業振興総合補助金について
  - (4) 富良野市の融資制度について
7. 議 事 議案第 2 号 富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の  
制度改正について
8. そ の 他
9. 閉 会

## 富良野市中小企業振興促進審議会委員名簿

任期：平成 29 年 10 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属
平 沢 幸 雄	団体推薦 (富良野商工会議所副会頭)
大 玉 英 史	団体推薦 (富良野商工会議所専務理事)
市 村 英 規	団体推薦 (富良野商工会議所工業委員長)
杉 谷 久 己	団体推薦 (山部商工会事務局長)
吉 田 幸 生	団体推薦 (新相生商店街振興組合理事)
奈 良 定 雄	団体推薦 (五条商店街振興組合理事長)
浅 利 俊 亮	団体推薦 (富良野金融協会会長、 北洋銀行富良野支店支店長)
荒 木 美 恵 子	団体推薦 (公益社団法人富良野地方法人会 女性部会)
佐 藤 邦 彦	学識経験者 (北海道中小企業家同友会旭川支部 富良野地区会会長)
山 崎 時 枝	学識経験者 (富良野中央婦人会書記)
( 応募者なし )	公募委員

## 議案第 1 号

### 会長の選出について

富良野市中小企業振興条例施行規則第 14 条の規定に基づき、会長の選出を求める。

(会長名) \_\_\_\_\_

○富良野市中小企業振興条例（抄）

（審議会の設置）

**第 8 条** この条例の適正な運営を図るため市長の諮問機関として富良野市中小企業振興促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び一般公募による者のうちから市長が委嘱する。

○富良野市中小企業振興条例施行規則（抄）

（審議会）

**第 14 条** 条例第 9 条の規定に基づき設置する富良野市中小企業振興促進審議会（以下「審議会」という。）は会長及び委員若干名をもつて組織する。

2 会長は委員が互選したのものをもつて充てる。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

（会長）

**第 15 条** 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

**第 16 条** 審議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

**第 17 条** 審議会の庶務は経済部商工観光課において行う。

## 報告事項

(1) 今任期における審議委員選出について

(2) 平成 29 年度 審議会及び中小企業関連の会議開催について

4月26日 第1回金融担当者会議

10月25日 第2回金融担当者会議

(3) 中小企業振興総合補助金の執行状況について

(平成 24 年度)

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	3,000	10	2,000
新規出店家賃補助事業	4,790	10	3,046
新事業新製品新技術開発支援事業	1,200	0	0
人材育成促進事業	200	1	60
新規イベント支援事業	400	2	400
情報発信PR支援事業	500	5	402
マーケティング・サービス改善支援事業	500	0	0
LED街路灯整備モデル事業	770	0	0
計	11,360	28	5,908

執行率 52.0%

(平成 25 年度)

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	3,000	9	1,800
新規出店家賃補助事業	3,562	6	1,426
新事業新製品新技術開発支援事業	2,200	1	226
人材育成促進事業	300	0	0
新規イベント支援事業	600	3	600
情報発信PR支援事業	800	1	25
マーケティング・サービス改善支援事業	300	0	0
LED街路灯整備モデル事業	594	0	0
新規開業・新事業展開支援事業	0	0	0
計	11,356	20	4,077

執行率 35.9%

## (平成 26 年度)

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	3,400	4	800
新規出店家賃補助事業	3,890	6	1,147
新事業新製品新技術開発支援事業	600	1	68
人材育成促進事業	200	2	200
新規イベント支援事業	800	4	608
情報発信 P R 支援事業	500	2	147
マーケティング・サービス改善支援事業	200	0	0
LED 街路灯整備モデル事業	540	0	0
新規開業・新事業展開支援事業	1,750	1	1,750
計	11,880	20	4,720

執行率 39.7%

## (平成 27 年度)

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	3,600	16	3,000
新規出店家賃補助事業	3,490	8	2,460
人材育成促進事業	300	1	195
新規イベント支援事業	800	2	345
情報発信 P R 支援事業	200	3	164
新規開業・新事業展開支援事業	1,300	1	1,300
事業拡大支援事業	2,100	6	1,456
計	11,790	37	8,920

執行率 75.7%

## (平成 28 年度)

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	5,250	8	3,000
新規出店家賃補助事業	3,280	9	1,689
人材育成促進事業	300	2	311
新規イベント支援事業	800	1	154
情報発信 P R 支援事業	200		
新規開業・新事業展開支援事業	0		
事業拡大支援事業	2,400	8	1,595,

創業者経営支援事業	270	1	7
買い物不便地域出店企業支援事業	0		
計	12,500	29	6,756

執行率 54.1%

(平成 29 年度)

※平成 29 年 11 月 13 日現在

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	4,550	6	1,700
新規出店家賃補助事業	2,720	6	1,349
人材育成促進事業	300	1	66
新規イベント支援事業	600	2	400
情報発信 P R 支援事業	200	1	100
新規開業・新事業展開支援事業	0		
事業拡大支援事業	2,400	2	600
創業者経営支援事業	180	5	84
買い物不便地域出店企業支援事業	0		
計	10,950	23	4,299

執行率 39.3%

#### (4) 富良野市の融資制度の融資状況について

##### ① 貸付残高の推移と新規貸付実績

(単位：千円)

資金名		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業振 興資金	融資残高	99	475,936	119	513,502	153	741,656
	新規貸付	48	303,700	37	214,510	56	477,550
商工業ハ ッパ ー ア ッ プ 資 金	融資残高	24	82,593	26	96,153	23	110,683
	新規貸付	6	19,500	8	46,100	4	53,500
小口緊急特 別資金	融資残高	17	43,960	19	44,091	11	29,162
	新規貸付	8	35,500	11	45,000	8	46,500

##### ② 年度毎の保証料及び利子補給額

(単位：千円)

資金名		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業振 興資金	保証料	37	2,596	30	1,754	45	3,137
	利子	106	3,687	133	4,679	175	6,428
商工業ハ ッパ ー ア ッ プ 資 金	保証料	5	235	7	762	3	645
	利子	26	860	31	925	30	923
小口緊急特 別資金	保証料	—	—	—	—	8	525
	利子	23	434	25	463	14	168

議案第 2 号

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について

I 諮問事項

審議会への諮問事項

	富商観第 号
	平成29年 月 日
富良野市中小企業振興促進審議会会長 様	
	富良野市長 能 登 芳 昭
富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について（諮問）	
下記の事項について、富良野市中小企業振興促進審議会へ諮問するので、審議を求める。	
記	
1. 諮問事項	富良野市中小企業振興条例に基づく 富良野市中小企業振興総合補助金制度改正（案）について
(別紙のとおり)	

## II 富良野市中小企業振興総合補助金制度改正（案）について

### 1. 現在の補助制度について

#### 【基本的な考え方】

富良野市中小企業振興総合補助金は、次の基本的な考え方をもとに補助金交付事業を実施することで、中小企業者等及び従業員の経済的、社会的地位の向上に資するとともに、本市中小企業等の振興を図ることを目的としている。

- ①富良野市の商業と観光業の魅力が高まることにつながるもの
- ②今後の店舗減少に備え、また、富良野市経済を支える事業者を確保するため、新規参入や事業承継を促すことにつながるもの
- ③補助事業の実施の効果が、商業者のみ恩恵を被るものではなく、市民、富良野市を訪れる観光客が魅力を感じるような買い物・消費環境づくり、市民生活にかかわりが深いもの
- ④域外マネーを獲得できる産業育成につながるもの
- ⑤基幹産業の農業と連動した6次産業化や農商工連携の推進につながるもの
- ⑥市内商工業者の「ものづくり」の気運を高めることにつながるもの
- ⑦基幹産業である観光産業の振興につながるもの
- ⑧補助事業の実施をきっかけとして、新たな商工業振興の取り組みを誘発することにつながるもの
- ⑨買い物が不便と認められる地域における出店支援につながるもの

#### 【現在の補助対象事業】

補助対象事業名	申請ができるもの
店舗等新築改修費補助事業	物品の小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館、製造業の工場のうち、 <u>市長が対象と認めた業種を営む中小企業者等</u> (農業者又は農業生産法人も含む)
新規出店家賃補助事業	物品の小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館のうち <u>市長が対象と認めた業種を営む中小企業者等</u> (農業者又は農業生産法人も含む)
人材育成促進事業	中小企業団体等
新規イベント支援事業	中小企業団体等
情報発信PR支援事業	中小企業団体等又は連携中小企業者（構成する中小企業者には農業者又は農業生産法人も含む）
街路灯維持事業	街路灯維持管理団体
中小企業経営改善指導事業	商工会又は商工会議所
新規開業・新事業展開支援事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）
事業拡大支援事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人、NPO法人



	等も含む)
創業者経営支援事業	中小企業者等 (NPO法人も含む)
買い物不便地域出店促進事業	中小企業者等 (農業者又は農業生産法人、NPO法人等も含む)

### 【補助金制度活用の方向】

- ・ 制度を全面的に改定した平成 24 年から平成 29 年 11 月末までで、44 件の開業に対して補助金で支援 (うち 35 件が中心市街地内)、新規参入の促進に寄与している。また、既存店舗への支援実績は、店舗改修や事業拡大を含めて 44 件である。

- ・ 支援した開業店舗 44 件の業態別内訳は、以下のとおり。

飲食店	22 件
美容室、エステサロン	6 件
物販店舗	7 件
パン屋、菓子店	4 件
医療福祉	3 件
その他サービス店舗	2 件

- ・ 市街地中心部の商店街では、フラノ・マルシェ及びマルシェ 2 開業効果により、集客効果を見込んだ新規開業や店舗の移動が生じている。
- ・ マルシェ 2 の屋内交流施設であるタマリーバを活用したまちなかイベントを企画して、新たな集客効果を期待する動きがある。
- ・ 市外・道外から創業するために市役所や商工会議所の窓口に相談に来る方が複数おり、市内で開業できる物件の有無や家賃相場などを調べている。実際に市外から移住し、店舗兼用住宅の空き物件に入居して開業準備を進めている事業者もおり、今後も市外からの創業者の新規開業が見込まれる。
- ・ 既存の市内中小企業は、店舗や工場の改修や新たな機械や設備導入による事業拡大に補助金を活用している事例が多い。

## 2. 制度改正（案）について

### （1）店舗等新築改修費補助事業及び新規出店家賃補助事業の一部改正

- ・現在の対象業種は以下のとおり

新規出店家賃補助事業 (対象となる業種)	店舗等新築改修費補助事業 (対象となる業種)
50 各種商品卸売業	43 道路旅客運送業
51 繊維・衣服等卸売業	50 各種商品卸売業
52 飲食料品卸売業	51 繊維・衣服等卸売業
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	52 飲食料品卸売業
54 機械器具卸売業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
55 その他の卸売業	54 機械器具卸売業
56 各種商品小売業	55 その他の卸売業
57 織物・衣服・身の回り品小売業	56 各種商品小売業
58 飲食料品小売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業
59 機械器具小売業	58 飲食料品小売業
60 その他の小売業	59 機械器具小売業
74 技術サービス業(他に分類されないもの)のうち746 写真業	60 その他の小売業
75 宿泊業のうち751 旅館、ホテル	74 技術サービス業(他に分類されないもの)のうち741 獣医業及び746 写真業
76 飲食店(765 酒場、ビヤホール、766 バー、キャバレー、ナイトクラブについては対象外とする 下記注)	75 宿泊業のうち751 旅館、ホテル
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	76 飲食店(765 酒場、ビヤホール、766 バー、キャバレー、ナイトクラブについては対象外とする 下記注)
78 洗濯・理容・美容・浴場業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
79 その他の生活関連サービス業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業
	83 医療業
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業

#### 【制度見直しの背景】

- ・市内には学習塾、音楽教室、英会話教室、スポーツジム、ダンススクールなどが開講され、多くの市民が受講し、市民の教育・文化の振興に寄与しており、市民生活にかかわりが深いものであるといえる。このような学習塾や教室などの業種は事業対象外とされてきており、市内に新規開業した場合でも、店舗改修費や新規出店家賃の補助を受けることができないのが現状である。
- ・教育・文化活動によって教養を高めようとする市民ニーズの高まりから、新たな事業として学習塾や教養・技能教授業を始めようとする事業者や市

内の既存事業者に対して、教育・文化振興の観点から市民生活と関わりが深いものと判断し、店舗等新築改修費補助事業及び新規出店家賃補助事業に新たな対象業種を追加して支援していくこととする。

### 【新たに対象とする業種】

- ・（日本標準産業分類）

大分類	〇	教育，学習支援業
中分類	8 2	その他の教育，学習支援業
小分類	823	学習塾
	8231	学習塾
小分類	824	教養・技能教授業
	8241	音楽教授業
	8242	書道教授業
	8243	生花・茶道教授業
	8244	そろばん教授業
	8245	外国語会話教授業
	8246	スポーツ・健康教授業
	8249	その他の教養・技能教授業

### 【補助対象の考え方】

- ・（店舗等新築改修費補助事業）

学習塾、教養・技能教授業については、団体及び個人が賃貸借契約した一戸建てや商業ビルにテナントとして入る場合に補助対象とする。団体や個人が自己所有の建物で開業する場合や既に営業している場合は補助対象外とする。

- ・（新規出店家賃補助事業）

学習塾、教養・技能教授業については、団体及び個人が賃貸借契約した建物にテナントとして入る場合に補助対象とする。ただし事業主が住居も兼ねて入居する場合は、補助対象外とする。

- ・（店舗等新築改修費補助事業、新規出店家賃補助事業）

学習塾、教養・技能教授業の事業申請にあたっては、週3日以上営業を行うことを条件として、申請者は事業申請時にその旨の確約書を提出しなければならない。

## (2) 新規開業・新事業展開事業の一部改正

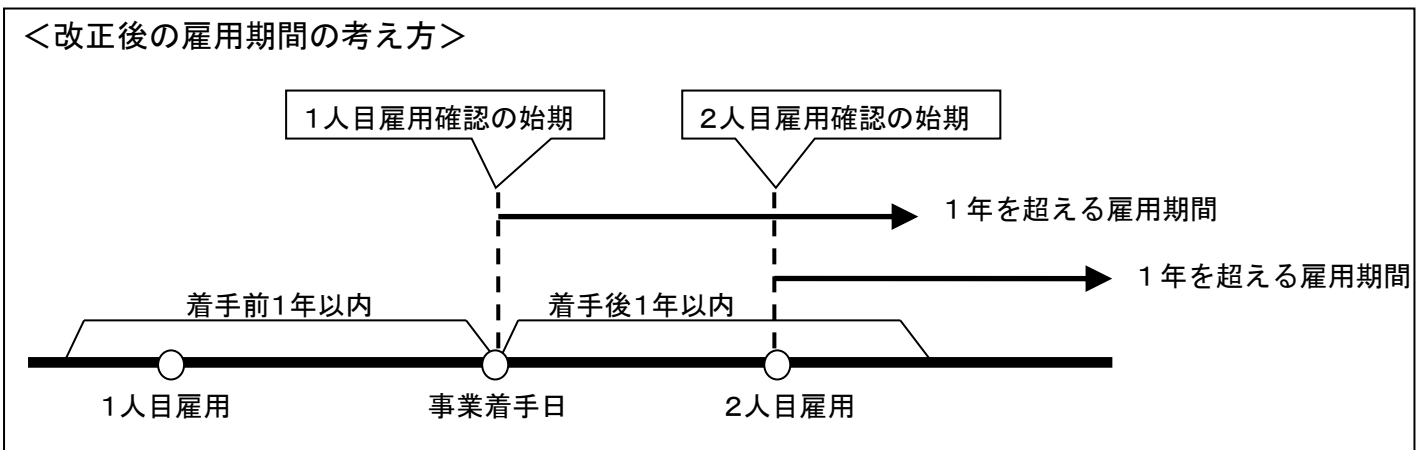
### 【制度見直しの背景】

- ・新規開業・新事業展開事業の雇用奨励補助金の交付要件は、現在、事業主が労働者を「事業の着手から1年以内に、正規雇用として、2人以上新たに雇い入れ、かつ1年を超えて継続雇用していることが確認できる事業であること。」とされている。
- ・しかし、事業主が新たな開業や事業展開に伴い労働者の雇用を行うにあたっては、その業務にかかる事前研修として事業の着手前に雇用を行う場合がある。着手後の円滑な事業運営を支援する観点から、事業着手前の雇用においても補助対象とする。

### 【新たな補助金交付要件】

- ・雇用奨励補助金

支給要件	補助対象事業の実施に伴い、補助対象期間に、正規雇用として雇い入れ、かつ、1年を超えて継続雇用した者の人数に応じて支給します。 <u>ただし、事業に着手する日前1年以内に新たに雇用が開始された者であって、当該事業に従事していると市長が認めた者は補助対象に含むことができる。この場合の雇用期間確認における始期は事業着手日から起算するものとする。</u>
補助金の額	新たに雇い入れた者の人数に応じて15万円/人
補助限度額	交付対象となる人数は10人まで（上限150万円）



### (3) 高等学校等連携研究支援事業の新設

#### 【制度新設の背景】

- ・近年、市内高等学校と事業所が連携したキャリア教育の取り組みが盛んに行われており、新規学卒者の市内企業への関心を高めることによって、市内企業への就職率向上や大学・専門学校へ進学後、市内企業へUターン就職を促す等の効果が期待できる。よって、このような市内中学校や高等学校と市内事業所が連携した取り組みへの支援措置として以下のとおり事業を新設する。

#### 【目的】

- ・中小企業者が市内中学校又は高等学校と連携して行う事業を支援し、地域産業を支える人材の育成及び確保につなげる。

#### 【対象者】

- ・市内中学校又は高等学校と連携して行う中小企業者等（ホテル旅館及び製造業で、富良野市民を申請時点で3人以上正規雇用しているものについては、本市内に主たる事務所をもたない中小企業者等であっても、対象とする）

#### 【対象となる事業】

- ・ 市内中学校又は高等学校が共同で実施する研究事業について対象とし、下記の経費を対象とします。

<u>1) 機械装置等費（事業の実施に必要なものに限り、リース又はレンタルできないものに限る）</u>	事業拡大支援事業の補助対象費目から ・雑役務費 ・車両購入費 を除いたものとし、 補助対象及び対象外の考え方は事業拡大支援事業の整理によるものとする。
<u>2) 広報費</u>	
<u>3) 展示会等出店費</u>	
<u>4) 旅費</u>	
<u>5) 開発費（原材料等を含む）</u>	
<u>6) 資料購入費</u>	
<u>7) 借料</u>	
<u>8) 専門家謝金</u>	
<u>9) 専門家旅費</u>	
<u>10) 委託費</u>	
<u>11) 外注費</u>	
<u>12) その他市長が認めたもの</u>	

- ・高等学校等連携研究事業については、最大3年度継続して支援することができる。
- ・他の補助金等の助成を受けたときは、この補助金の対象とすることはできません。
- ・補助対象経費の総額が5万円未満となった場合は、この補助金の対象外となります（事業効果が小さいと判断します）。

### 【補助金交付の決定】

- ・ 市長が認めた補助対象経費のうち2分の1を補助します。
- ・ 補助金の限度額は、20万円とします。

### Ⅲ 今後の審議スケジュール

12月11日（月）	第1回審議会（諮問）
1月下旬	第2回審議会（答申）
2月上旬	平成30年度予算内示